

## 宮城県電子処方箋の活用・普及促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、電子処方箋の活用・普及を促進するため、保険医療機関等が行う電子処方箋管理サービスの導入等に要する経費について、当該保険医療機関等に対し、予算の範囲内において宮城県電子処方箋導入促進費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の実施について」（令和7年3月4日医薬発0304第5号厚生労働省医薬局長通知）の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の国庫補助について」（令和7年3月4日厚生労働省発医薬0304第64号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2 補助金は、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、令和6年4月1日医薬総発0401第1号厚生労働省医薬局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。）が実施する次の事業を交付の対象とする。

- (1) 電子処方箋管理サービスを初期導入（（3）に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等を実施する事業
- (2) 電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等を実施する事業
- (3) 電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等を実施する事業

(交付額の算定方法)

第3 補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める施設区分ごとに、第2欄に定める補助対象経費から寄付金その他の収入額（要領に基づき基金から交付された補助金を除く。）を控除した額に第3欄に定める補助率を乗じた額を算出する。
- (2) 前号により算出された額と第4欄に定める補助上限額とを比較して少ない額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して利用しなければならない。
- (2) 電子処方箋に関する取組として、ポスター掲示、デジタルサイネージ等での広報資材の表示に協力しなければならない。
- (3) 事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに宮城県電子処方箋の活用・普及促進事業変更承認申請書（様式第一号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに宮城県電子処方箋の活用・普及促進事業中止・廃止承認申請書（様式第二号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて（7）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税仕入控除税額申請書として別表2で定める事項を「みやぎ電子申請サービス」により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告すること。  
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (12) (1) から (11) までの条件に違反した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取消し、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(交付の申請及び実績報告)

- 第5 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書兼補助事業実績報告書として別表3で定める事項を「みやぎ電子申請サービス」により、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。
- 2 規則第3条第2項及び第12条の規定により補助金交付申請書兼補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 社会保険診療報酬支払基金が交付する補助金交付決定通知書の写し
  - (2) 領収書の写し及び領収書内訳書の写し
  - (3) 振込口座情報がわかる通帳のページの写し
  - (4) 電子処方箋に関する取組として、ポスター掲示、デジタルサイネージ等での広報資材の表示を実施したことを示す写真等
- 3 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付の対象としない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者
  - (3) 要領の「第10 決定の取消し」により、補助金の交付の決定を取り消された者
  - (4) 既に補助金の交付を受けた者。ただし、既に第2第1号の事業に係る補助金の交付を受けた者が、新たに第2第2号の事業に係る補助金の交付を受けようとする場合を除く。

(交付の決定及び額の確定)

- 第6 知事は、第5の交付の申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。
- 2 前項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(その他)

- 第7 補助金の交付等に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月23日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月10日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1

1 施設区分	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助上限額
大規模病院 (病床数200 以上の病院)	第2(1)の実施に必要な経費	6分の1	811,000円
	第2(2)の実施に必要な経費		226,000円
	第2(3)の実施に必要な経費		1,003,000円
病院 (病床数200 未満の病院)	第2(1)の実施に必要な経費	6分の1	543,000円
	第2(2)の実施に必要な経費		167,000円
	第2(3)の実施に必要な経費		676,000円
診療所	第2(1)の実施に必要な経費	4分の1	97,000円
	第2(2)の実施に必要な経費		61,000円
	第2(3)の実施に必要な経費		135,000円
薬局	第2(1)の実施に必要な経費	4分の1	97,000円
	第2(2)の実施に必要な経費		64,000円
	第2(3)の実施に必要な経費		138,000円

別表 2

分類	申請項目
報告日	報告日
報告者(開設者)情報	区分 法人・個人から選択 法人の場合は、法人名・法人名フリガナ・代表者の職氏名・代表者の職氏名フリガナ・住所(郵便番号等) 個人の場合は、氏名・氏名フリガナ・住所(郵便番号等)
交付決定日等	交付決定通知日
	指令番号
仕入控除税額等	宮城県補助金等に関する規則(昭和51年宮城県規則第36号)第13条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金等返還相当額)
添付書類	記載内容を確認するための書類(積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等)

別表 3

分類	申請項目
補助交付要件の確認	社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知日 交付要綱第5条による暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等、県税に未納がある者、要領の「第10 決定の取消し」により、補助金の交付の決定を取り消された者、既に当該補助金の交付を受けていない者に該当しないことの確認
申請日	申請日※
申請者（開設者）情報	区分 法人・個人から選択 法人の場合は、法人名・法人名フリガナ・代表者の職氏名・代表者の職氏名フリガナ・住所（郵便番号等） 個人の場合は、氏名・氏名フリガナ・住所（郵便番号等）
施設区分、施設情報及び事業区分	施設区分（大規模病院（200床以上）・病院（大規模病院以外）・診療所・薬局）から選択 施設名称・施設名称フリガナ・所在地（郵便番号等）・保険医療機関コード 事業区分（電子処方箋管理サービスの初期導入・新機能導入・初期導入と新機能の同時導入）から選択 新機能（追加機能）分類が追加された場合は新機能分類を選択
補助金申請額の計算	補助対象経費、寄付金その他の収入額、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額※、補助率※、仮算出額※、補助上限額※、補助金申請額※
振込口座情報	銀行口座に振込・郵便局の通帳に振込から選択 銀行口座の場合、銀行名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人カナ 郵便局の通帳に振込の場合、通帳記号・通帳番号・口座名義人カナ・預金種目
添付書類	基金が交付する補助金交付決定通知書の写し 領収書の写し及び領収書内訳書の写し 振込口座情報がわかる通帳のページの写し 電子処方箋に関する取組として、ポスター掲示、デジタルサイネージ等での広報資材の表示を実施したことを示す写真等
申請担当者情報	氏名・電話番号・メールアドレス
書類送付先の確認	開設者（申請者）住所、施設の住所、その他から選択 その他の場合は、住所（郵便番号等）

※自動表示項目